

1. 本講義の学習目標

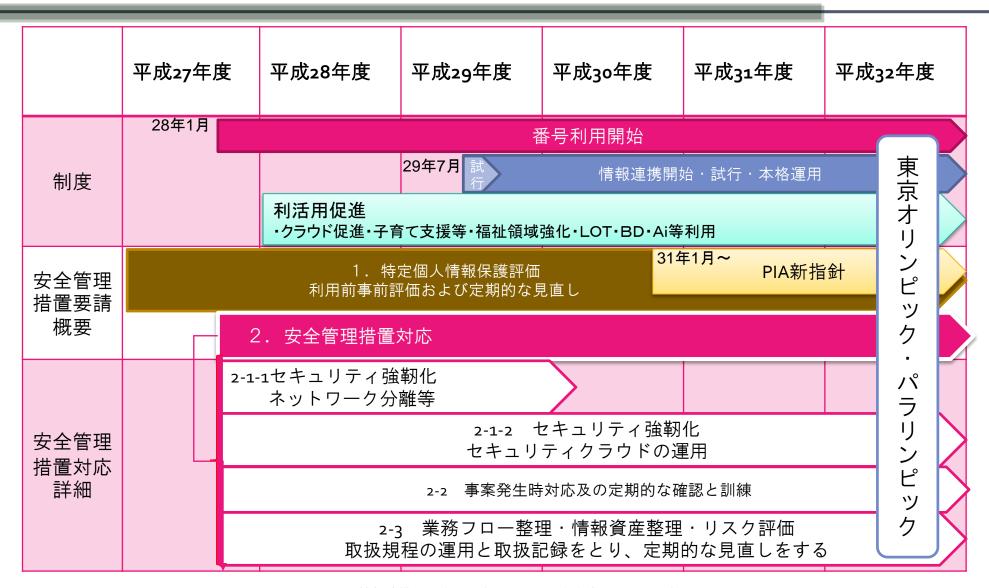
- 情報連携開始後の課題を理解する
- 自治体クラウドの現在の状況と課題を理解する
- 安全管理措置のための共同対応をしている事例を 知る
- 番号制度の情報連携開始後の対応を契機に自治体 クラウド計画を推進する事例を知る

2. 本講義の構成

- 情報連携開始後の課題
- 地域共同対応の例
- 自治体クラウドのこれから
- 情報連携開始後の対応を契機に自治体クラウドを 進める事例

3. 本講義の範囲

本研修の対象外 本研修の対象 Phase 0 事前検討 推進体制の立ち上げ 2-5 ベンダ選定、契約締結 ・合意形成、推進組織の形態、規約等の整備、役割分担、検討の予算 ·選定委員会設置要綱、評価基準、契約書·SLA 1-2 現行システム概要調査 3-1 システム設計 Phase 1 計画立案 ベンダ等に依頼する範囲 ・現行システム内容、契約関連、経費、現行課題 ・2-4の要件個々における設計の実施、テスト、研修計画 .移行 1-3 導入計画の策定 3-2 データ移行 ・作業分担、中間ファイルレイアウト、データクレンジング ・基本方針、対象範囲、クラウド形態、体制、費用負担、計画等策定 Phase 導入· 3-3 テスト、研修 現行業務・システムの棚卸し ・運用テスト、操作者研修の実施 ・システムの把握、業務分析、改善要望 2-2 業務標準化の検討 4-1 サービスレベル評価 ·SLAに基づく評価の定期的な実施 ・自治体間の業務プロセスの分析、カスタマイズ率を下げるための分析(FIT&GAP等) Phase 2 仕様検討·調達 2-3 条例・規則等の影響調査・改正 4-2 法制度改正対応 事務分掌(組織)、帳票·各種申請様式 ・機能強化/改修に係る適用評価、費用調整 Phase 運用 2-4 新システム調達仕様書の作成 4-3 サービス継続・切替 ・サービス継続・切替の判断の実施 ·各種要件定義(機能·帳票·基盤·data移行·外部連携·保守)



番号制度に係る留意点

- 個人番号の利用、情報連携が開始されて以降、以下 の項目について対応が不十分とならないよう留意が 必要
- 1. 情報連携の条例化対応漏れ
- 2 研修未受講(番号法施行令30条の2)
- 3. 業務フロー等PIA根拠資料の不足
- 4. 連携開始後の業務習熟
- セキュリティ対応基準の未到達
- 本人要請の情報開示のためのシステム改修
- 主務省令改正に伴うデータ管理のためのシステム改修
- さらに、今後のコスト高要因になるものとして
 - IoT (Internet of Things) やAl(人工知能)、Open Data活用
 - セキュリティ強化のためのシステム投資
 - 自治体クラウドの推進
 - 改正個人情報保護法の影響

チェックリスト

項目	概要	対応チェック
情報連携の条例化対応漏れ	番号を取扱う、或いはそれに準じた扱いをしているにも関わらず、なんら法的根拠(別表、独自条例)がないと違法になる。	すでにパッケージシステムに実装されていることで条例化漏れに気がついていないものはないか
研修未受講	番号法同施行令30の2条3項において、「特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の全てに対して、おおむね一年ごとに研修を受けさせるものとすること。」	研修を受けさせた記録(講座目的、カリキュラム、アンケート、テスト等) 研修計画があるか、未受講者はいないか
PIA根拠資料の不足	個人情報を取扱う際に生じる情報漏洩などの個人のプライバシーに影響を与えるリスクを認識し適正な措置を取ったことを確認の上宣言する。 (PIAガイドライン)	適正な措置の中に特定個人情報の適正 な取扱いに関するガイドラインの安全 管理措置の履行およびその記録が必要
情報連携に係る業務の習熟 が図られているか	情報連携が開始されたあと、システムトラブル時の対応や、提供される情報が違っていた場合の対処が必要。	現状取扱っているデータの整合性を チェックできる担当者がいるかどうか
セキュリティ対応基準の未 対応	セキュリティ強靭化、安全管理措置、情報連携前 チェックリスト等様々なチェックへの対応	すべてのチェック項目に対して対応は 完了しているか

■事案発生時の対応訓練

■ 事案が発生した際の連絡先、連絡事項の整理訓練の例



総務省自治大学校 自治体CIO育成研修より

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

(個人情報保護委員会平成29年5月30日最終版

- 番号法第4条及び個人情報保護法第60条に基づき、 行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適 正な取扱いを確保するための具体的な指針を定める もの
- 番号法の規定及びその解釈について具体例を用いて 分かりやすく解説し、個人番号が実務の現場で適正 に取り扱われるための具体的な指針を示す
- 種類は3つ
 - 行政機関等・地方公共団体等編
 - 事業者編
 - (別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱 いに関するガイドライン

ガイドラインとPIA

業務開始要件 前提 全項目評価報告 地方公共団体等は、安全管理 重点項目評価報告 措置を講ずるに当たり、 指定さ さらに指定さ 基礎項目評価報告 れたリス れたリスクを ○番号法、 ク項目を 追加 特定個人情報ファイル ○個人情報保護条例、 追加+ を取り扱う際に生じる •第三者 〇※特定個人情報の適正な取 ・第三者点検(点検 個人のプライバシー等 扱いに関するガイドライン 必須) (任意) ・パブコメ の権利利益に影響を与 (行政機関等・地方公共団体 (必須) パブゴメ 等編) え得る特定個人情報の (仟意) ○指針等 漏洩その他の事態を発 ○地方公共団体における情報 生させるリスクを認識 セキュリティポリシーに関す し、このようなリスク るガイドライン等 を軽減するための適切 を参考に地方公共団体等にお しきい値 な措置を講じているこ いて策定した情報セキュリテ 判断 とを確認の上、宣言 ィポリシー等を遵守すること を前提 特定個人情報保護評価 (※より) 本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「しては ならない」と記述している事項については、これらに従わなか った場合、法令違反と判断される可能性がある。

ガイドラインの構成

本編

第1. はじめに

第2. 用語の定義等

第3. 総論

第3-1目的

第3-2 本ガイドラインの適用対象等

第3-3本ガイドラインの位置付け等

第3-4番号法の特定個人情報に関する保護措置

第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について

第3-6 特定個人情報の漏洩事案等が発生した場合の対応

第3-7本ガイドラインの見直しについて

第4. 各論

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-2 特定個人情報の安全管理措置等

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-4 その他の取扱い

第4-5 特定個人情報保護評価

第4-6 行政機関個人情報保護法等の主な規定

(別添)

特定個人情報に関する安全管理措置

1 安全管理措置の検討手順

A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

B 特定個人情報等の範囲の明確化

C 事務取扱担当者の明確化

D 基本方針の策定

E 取扱規程等の見直し等

2 講ずべき安全管理措置の内容

A 基本方針の策定

B 取扱規程等の見直し等

C組織的安全管理措置

D 人的安全管理措置

E 物理的安全管理措置

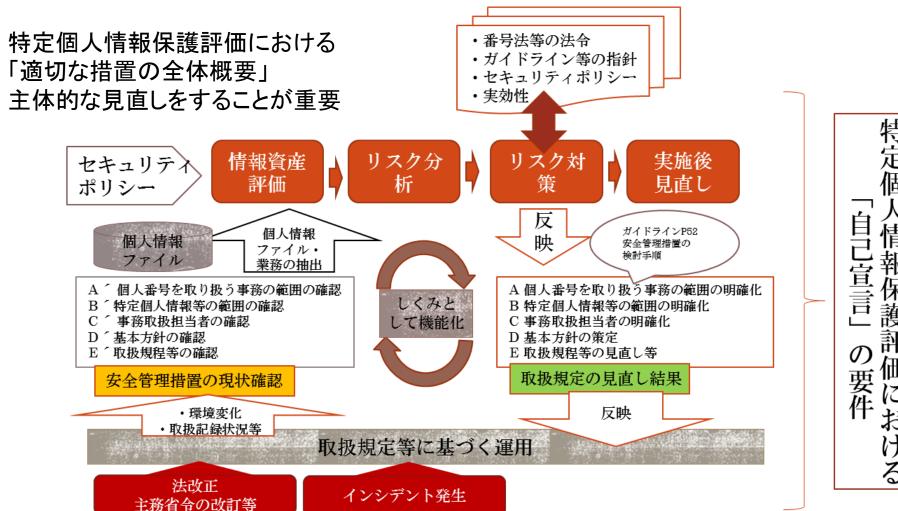
F 技術的安全管理措置

(巻末資料)特定個人情報の取扱いにおいて 必要となり得る個人情報保護条例の改正等

取扱規程の見直し手順とガイドラインでの例示

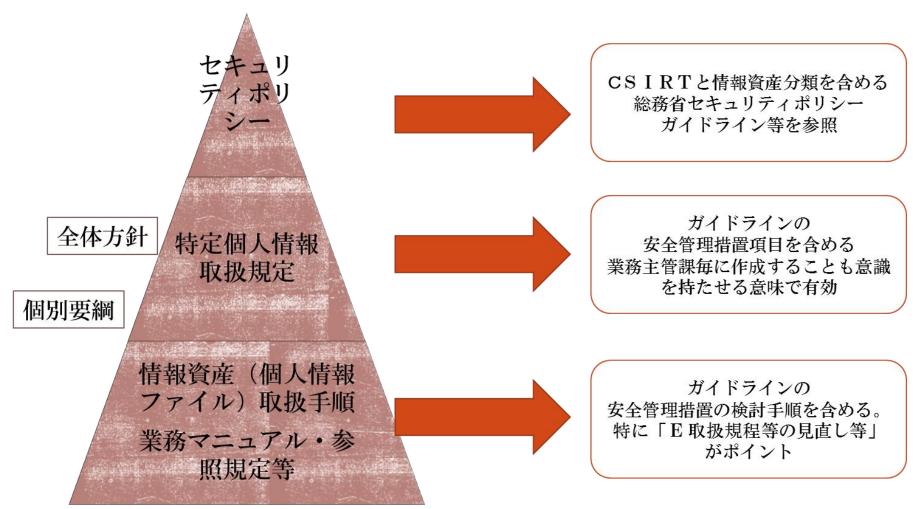
- 『E 取扱規程等の策定』にあたり、特定個人情報等を取扱う<u>事務の流れを整理した上で</u>、 取扱規程等を策定しなければならないとされています。
 業務フローは、事務の流れを整理するために作成します。
- * 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C~Fに記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。
 - ①取得段階
 - ② 利用段階
 - ③ 保存段階
 - ④ 提供段階
 - ⑤ 削除・廃棄段階
- * 個人番号利用事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておく ことが重要である。
 - ①住民等からの申請書を受領する方法(本人確認、個人番号の確認等)
 - ② 住民等からの申請書をシステムに入力・保存する方法
 - ③ 個人番号を含む証明書等の作成・印刷方法
 - ④ 個人番号を含む証明書等を住民等に交付する方法
 - ⑤申請書及び本人確認書類等の保存方法
 - ⑥保存期間を経過した書類等の廃棄方法

出 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)



特定 個 情 評 価 お け

セキュリティポリシーと取扱規定の体系イメージ



進捗管理のイメージ

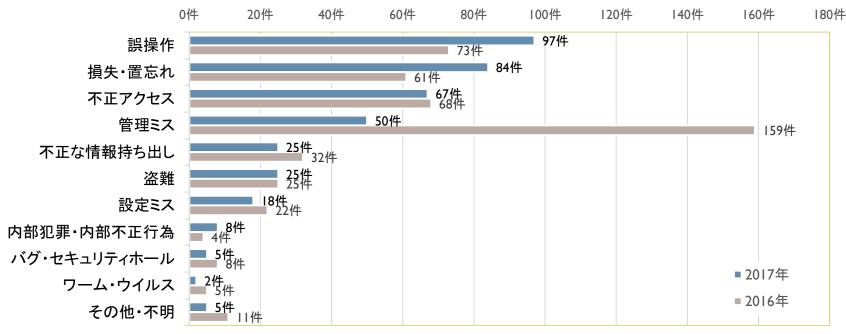
〇〇市役所 業務フロー等進捗状況

〇月〇日現在

〇完了 △着手 ×未着手 -不要

		計 × 未 看 于	<u>ー个安</u>			
別表1事務	業務フロー	特定個人情報	リスク評価	関連情報連携洗出	条例案上程	PIA提出
児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の 実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	0	Δ	×	_	_	×
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	0	Δ	Δ	_	_	×
児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	Δ	Δ	×	Δ	×	×
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別 児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	×	×	×	_	_	×
子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	×	×	×	Δ	×	×
母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	×	×	×	Δ	×	×
母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	×	×	×	Δ	×	×
母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	×	×	×	Δ	×	×
母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康 診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児 の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	×	×	×	Δ	×	×
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	×	×	×	-	-	×
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、 肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費 の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	×	×	×	-	_	×
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に 関する事務であって主務省令で定めるもの	×	×	×	_	_	×

- ▶漏えい人数:519万8142人(2016年:1396万5227人)
- ▶ インシデント件数:386件(2016年:468件)
- 一件あたりの平均漏えい人数:1万4894人(2016年:3万1453人)
- ト漏えい原因別件数



出 JNSA:2017年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書(速報版)

マイナンバーの適正な取扱いに関する監視・監督

- マイナンバーの漏えい事案等の相談・報告を受け付け、必要な指導・助言を実施。
- 行政機関等に対して定期的な検査を行うとともに、地方公共団体に対して、それぞれの規模や特件等。 を踏まえた選択的な立入検査や、システムセキュリティ面に重点を置いた実地調査を実施し、これらの結果 を踏まえて検査項目を絞った立入検査を試行的に実施。
- 地方公共団体等からの定期的な報告の結果を踏まえ、安全管理措置セミナーや、漏えい事案等を想 定した初動対応訓練を実施。

特定個人情報保護評価

行政機関等がマイナンバーを保有する前にリスクを分析し、これを軽減するための措置を講じていることを 確認する特定個人情報保護評価(法令に定められたもの)について、委員会として承認。

<マイナンバーの監督等の実績>

は165件 374件 (うち重大な事態5件)

2016年度

特定個人情報の漏えい 事案等の報告の受付 件数

173件

指導·助言

立入検査

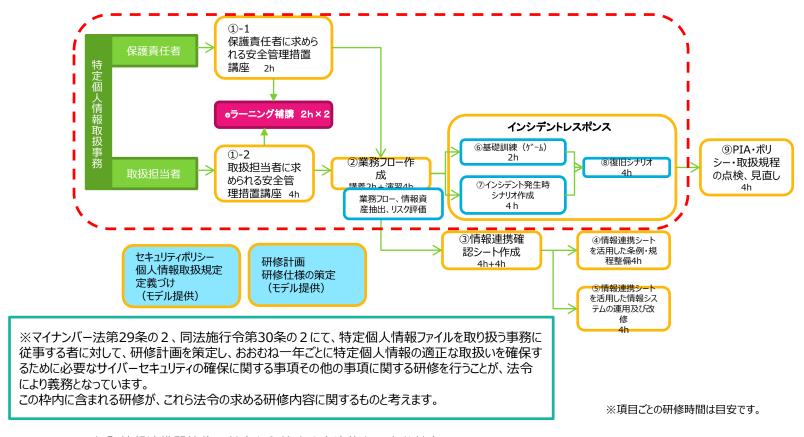
<特定個人情報保護評価>

7 機関 特定個人情報保護 評価書の承認状況

出 平成29年度個人情報保護委員会年次報告(概要)に加筆

5. 共同対応の例

■A県市町村振興協会番号制度共同ワーク全体体系



1-5 情報連携開始後の対応から始める自治体クラウド対応

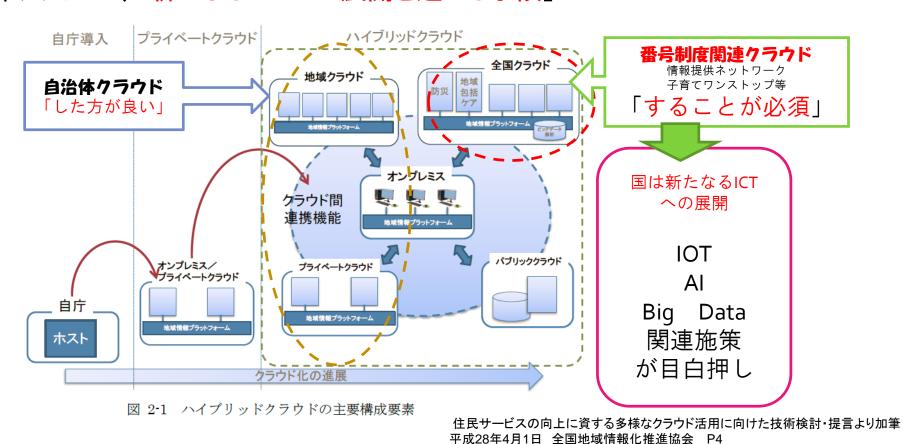
5. 共同対応の例

A県市町村振興協会での29市町対象とした番号制度対応共同ワーキング研修体系 (平成28年度)

A県市町村振興協会では	の29市町対象とした番号	計制度対応共同ワーキング研修体系 (平成28年度)
対象	テーマ	概要
保護責任者	①一①保護責任者に求めら れる安全管理措置	番号法第28条の2、同法施行令第30条の2にて、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者(保護責任者を含む)に対して、研修計画を策定し、おおむねー年ごとに特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うことが、法令により義務となっています。 このことに対応するため、保護責任者たる管理職層向けに、ガイドラインや安全管理措置の内容、インシデントレスポンス及び復旧に向けた対応等について解説します。
保護責任者及び 取扱担当者	①一②安全管理措置	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを基に番号制度の概略とともに、個人番号を適正に取り扱うために講じなければならない安全管理措置について、 担当者として心がけるべきセキュリティ事項について解説します。
保護責任者及び 取扱担当者 (各原課ごとに対応)	②業務フロー作成演習	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」では、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の取扱いを検討するに当たり、特定 個人情報等を取扱う事務の流れを整理した上で、取扱規程等を策定しなければならないとされており、その検討手順(業務フローの作成、特定個人情報ファイル (情報資産)の評価、リスク分析と評価)について各原課ごとに解説し、演習を通して実際に業務フローを作成します。
保護責任者及び 取り扱い担当者 (各原課ごとに対応)	③情報連携確認シート作成 演習	外平成29年7月からはじまる外部との情報連携及び国民一人ひとりに開設される予定のマイナポータルに伴い、各団体は取得した個人情報(連携項目)の法的根拠や正当性についての説明責任、結果責任が求められております。 そこで個人番号を利用する全ての事務について格原課ごとに、作成した業務フローのブラッシュアップや条例、規則等の点検、見直しを行う為に作成する情報連携シートを、(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)から自治体向けに公表された「業務別連携確認シート」を基に、連携確認シートの意義と作成方法を解説し、演習を行います。
法務部門担当者	④情報連携シートを活用した条例・規程整備	外部連携の開始やマイナポータルの開設に伴い、内部情報連携の実施に必要な条例改正等の対応を適切に実施することができる様に「業務別連携確認シート」を基に、平成29年7月からの情報連携開始までに例規上対処しておくべきことを解説します。
情報システム担当者	⑤情報連ケーシートを活用 した情報システムの運用及 び回収について	原課ごとに作成された「業務別連携確認シート」を活用して、業務システムの改修や権限管理の見直し等を進めていく必要があります。そこで、情報連携シートを活用し、外部連携開始後の情報システムの運用や改修を適切に進めていくためのポイントを解説します。
保護責任者及び 事務取扱担当者	⑥インシデント対応の基礎 訓練	標的型サイバー攻撃をはじめ、近年自治体が直面するセキュリティ脅威はますます巧妙化しており、総務省は全国の自治体に対し発生した情報セキュリティインシデントを正確に把握・分析し、被害拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うインシデント対応チームCSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置するよう要請しています。その一方で、インシデント対応のための人的リソースや専門知識の不足等の課題を抱えている自治体も少なくありません。自治体におけるインシデント対応の基本的な流れを理解していただくため、トレンドマイクロ社が開発・提供しているボードゲーム形式でインシデント対応の訓練を行う教材「インシデント対応ボードゲーム」を用いたセミナーを開催します。
保護責任者及び 事務取扱担当者	⑦インシデント発生時のシ ナリオ作成	インシデント・レスポンスの必要性が謳われるようになった背景や総務省の要請事項について解説するとともに、いくつかの情報セキュリティインシデントの発生 場面を想定して発見から初期対応、被害拡大防止までの手順について演習形式で検討を行います。
保護責任者及び 事務取扱担当者	⑧インシデント復旧計画作成	インシデントに対する被害拡大防止策を講じた後の復旧や再発防止に向けた取組ついて、自治体として検討しなければならないことを解説するとともに、復旧計画の作成手順について演習形式で検討を行います。
保護責任者及び 事務取扱担当者	⑨PIA・ポリシー・取扱規程 の点検、見直し	業務フロー見直しやインシデント対応検討結果を取扱規程・ポリシーに反映させ、PIAの点検を行います

18

新たなるICTへの展開としての全国クラウド導入が進む 自治体クラウドは、「新たなるICTへの展開を進める手段」に



1-5 情報連携開始後の対応から始める自治体クラウド対応

番号制度本格運用を契機に自治体クラウドに併せて全国クラウド導入が進む情報提供ネットワーク等は全国クラウドの一つと考える

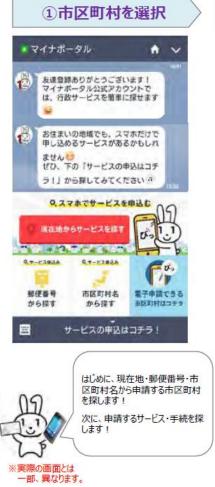
- <u>従来のICT対応の一つに</u>、地域ごとに共通部分を共同化して業務効率化やコスト削減につなげる「自治体クラウド」として「地域でのクラウド活用」や「単独団体でのプライベートクラウド構築」等があった。これは「した方が良い」ものであり、選択の余地があった。
- 新しい | C | 対応は番号制度の開始により、全国の自治体が共通のシステムを使いつつ業務を回すことが義務付けられる。これは全国共通のクラウド活用である「全国クラウド」を含むものである。法に基づいているため、「することが必須」なものである。 (全国クラウド例として「マイナンバーの情報提供ネットワーク」等をあげることができる。)
- このように「自治体クラウド」と「全国クラウド」等様々なクラウドを並行して利用していく形態を「ハイブリッドクラウド」と称し、自治体のICT利活用は新しい発想の段階に入ったことを意味する。
- さらにこの「ハイブリッドクラウド」はIOTなど、新たなるICTの基盤である。高度なセキュリティ要求やサービスの深化に対応するには、ヒトモノカネが不足している個々の自治体では対応が困難になる。
- そのため、「地域でのクラウド活用」は「全国クラウド」を含む「ハイブリッドクラウド」の時代を迎えるにあたって、地域でのヒトモノカネ、そして知恵を集約して対応すること。という新たな使命を持つことになる。

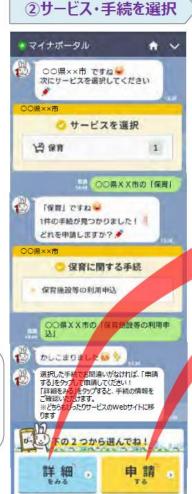
6. 自治体クラウドのこれから 子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)

- ・H29.7.18からサービス検索を開始(まずは子育て関連サービスから)。
- ・H29.10.7からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請も開始。 利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能。
- ・プッシュ型のお知らせを電子で受け取ることができる。



6. 自治体クラウドのこれから LINEとの連携

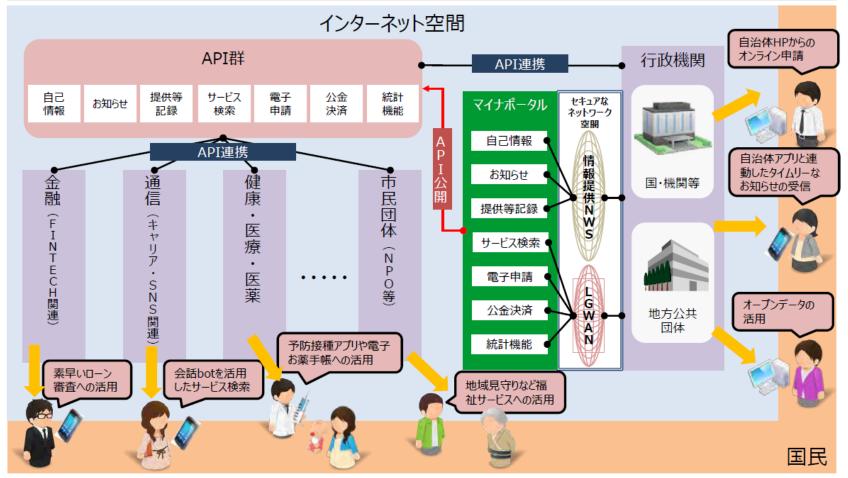






6. 自治体クラウドのこれから マイナポータルのAPI※公開

マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPI群として まとめて公開することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発を加速させる



23

IOT, AI, BigData

- IOT(Internet of Things) センサーと認識機能による自動サービス
- AI (artificial intelligence)人工知能、ケースの学習により自動的な判断を行う
- BigData 組織内にあるあらゆる形式のデータを総合活用しようという 試み

これらは相互に補完し合い、より住民の個々のケースに即したサービス提供を模索する方向性になっている。

ハイブリッドクラウドや 新たなるICT利活用の段階毎のリスク

第1段階:

高度な法的実施要請に対応することが求められる(PIA、セキュリティ強靭化等)

第2段階:

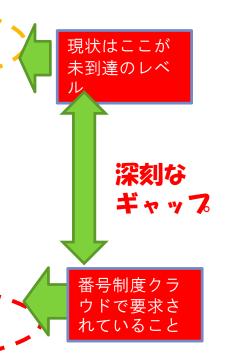
情報活用に違法性がないことを担保する 必要性がある(業務システムの透明化、 適法化)

第3段階:

業務知識の継承を確実にする必要がある (システム仕様が書けなくなっている)

一第4段階:

クラウドにおける団体間標準化を実施する必要がある ---



ハイブリッドクラウドや 新たなるICT利活用の段階毎のリスク

- 番号制度関連の全国クラウドを活用するためには、全国の自治体が業務及びシステムの標準化を実施し達成していることが本来求められる。
- 業務・システムの標準化を実現するためには4つの段階を 達成していることが求められる。
- しかしながら全国の自治体の現状は、第1段階である法的 実施要請(PIA、セキュリティ強靱化等)が十分に実施で きていないのではないかということが懸念される。
- そうであれば、国の要請と自治体の現状には深刻な ギャップが存在しており、このまま放置すると深刻なリ スクを抱えることとなる。

- B県では本講座内容を基に、平成27年~29 年まで地域のクラウド計画支援を行った。
- 実施にあたっては、A県で行われた番号制 度共同対応資料等も参考にしている。
- 平成3o年も引き続き行う予定である。

B県平成27年支援概要

- 目的
 - 県で策定した自治体クラウド導入手順及び調達仕様書モデル等を基に、 自治体クラウド導入に当たって必要となる作業の全体像、その要点及び 今後取り組むべき内容について市町村が理解を深められるように支援す ることを目的とする。
- 対象者
 - 市町村の情報担当職員 なお、システム調達又は運用担当の職員の参加も可とする。
 - 県内6地区で開催
- 内容
 - (1) B県自治体クラウド導入手順書及び調達仕様書モデル等の解説
 - (2) 自治体クラウド導入に当たっての課題(原課を含めた業務システムの可視化、情報資産整理等)やその解決策等についての担当者間での意見交換
 - (3) (2) を踏まえた今後市町村が取り組むべき内容についての助言等
 - (4) その他進行上必要な情報提供等

講座のプログラム

時間	内容
13:00~14:30	B県自治体クラウド導入手順及び調達仕様書モデル等の説明
	・自治体が抱える課題
	・自治体クラウド導入のメリット
	・自治体クラウド導入に必要となる作業の全体像とその要点
	・自治体クラウド導入に向けた課題(業務システムの可視化等)
14:30~15:00	質疑応答・休憩
15:00~17:00	意見交換
	・システム構築及び運用についての問題・課題分析
	(原課を含む業務システム可視化、情報資産整理に取り組むための
	問題・課題等)

平成28年支援概要

- 目的
 - 自治体クラウド導入に当たって有用な業務システムの可視化及び情報資産整理の必要性について、市町村において喫緊の課題である特定個人情報の適正な取扱いの確保のために講ずべき措置の理解を通じて関係職員に理解してもらうことを目的とした研修会を主催する市町村に講師を派遣することで、自治体クラウド導入の促進の一助とすることを目的とする。
- 対象者
 - 市町村の個人番号取扱事務の保護責任者(課長級)及び担当者
- 内容
 - (1)特定個人情報の安全管理措置に関すること
 - (2)特定個人情報に関する業務システムの可視化及び情報資産整理の方法及びその必要性に関すること
 - (3) 市町村を取り巻くIT 環境の変化に伴う課題に関すること
 - (4) (2) 及び(3) を踏まえた、自治体クラウド活用の意義に関すること

業務主管課への研修実施の様子







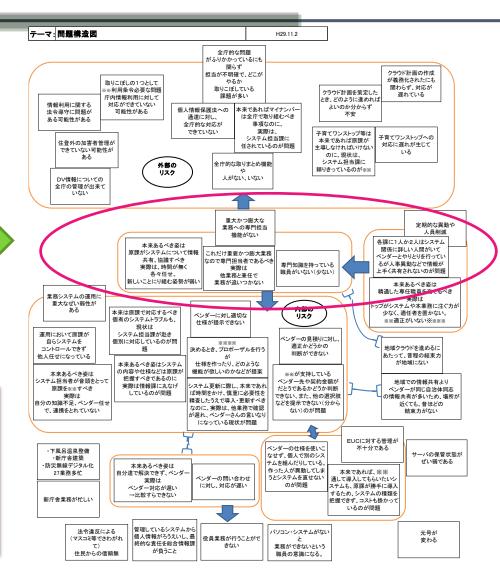
- 平成29年度実施概要
 - 県内某地域をモデルに自治体クラウド計画の策 定のための検討会を実施
 - ■情報担当者向けワーキング
 - 業務主管課向けワーキング

情報担当職員問題構造分析

結論=業務成熟度が不足している

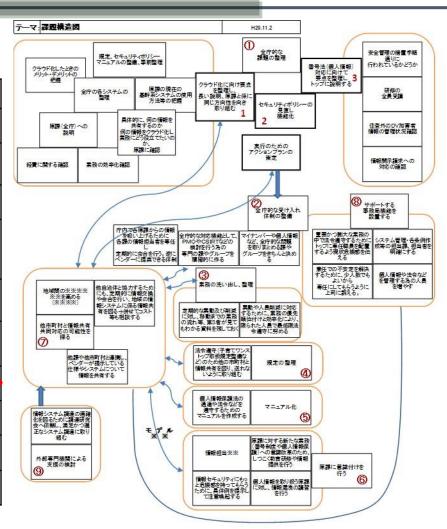
- ◆業務システム知識のブラックボックス化
- ◆トップ、業務担当者の意識・知識不足
- ◆とりまとめ人材の不在
- ◆ベンダー依存と費用の高騰化
- ◆セキュリティの不安

EA(業務・システム最適化)が不十分であるため、ベンダーへの依存性が高くなりノンカスタマイズでの標準導入が困難となる。クラウド移行後のメリットが生まれず逆にコスト高や大きなセキュリティ不安を抱えるコスト高になると脱退やベンダーの値上げ要求等が起きる同一パッケージであっても同様

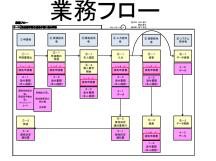


情報担当職員課題分析(取組むべき課題)

自治体クラウドや番号法、個人情報保護法について、地域で共同で課題を洗い出す。 優先順 主要課題 影響性 法令準拠 容易性 総合 付 自治体クラウド、セキュリティポリシーの見直 し、番号法、改正個人情報保護法に対応するた 全庁的な課題の整理 2.5 12.5 めの課題を整理し、手順を検討する。 全庁的な受け入れ 幹部級職員の合議によるプロジェクト承認と進 4.3 4.5 10.3 *お管理を通じて組織的な意思決定を行う 体制の整備 業務範囲を明確にし、業務の流れに沿って、紙 業務の洗い出し、 や電子などの情報資産を抽出し、手順と取扱者 1.5 11.5 整理 を明確にし、その際に生じるリスクを評価し、 適正な対策をとる。 特定個人情報等の機密情報の取扱いについて、 規程類の整理 課室ごとに取扱い基準や記録の指示などについ 3.8 5 3.2 12.0 て定める。 取扱い規程に基づいて、業務手順、機密情報の 取扱い方法、システム操作や運用方法、記録方 マニュアル化 3.2 1.8 10.0 法等詳細の手続きについて定める。 特定個人情報等の機密情報の取扱に関する 原課に意識付けを行う 1 4.8 3.3 13.2 研修を行う。 他市町村と情報共有 情報政策に関わる担当者の情報交換の場を設 4.8 1 2 3.2 9.2 共同対応の可能性を探る けることを検討する。 サポートする事務局 全庁的な対応組織に対して必要な計画案、情報 8.2 1.0 2.5 機能を設置する の提供を行う。 外部専門機関による 専門家等による外部支援も検討する。 3.0 1.0 2.3 6.5 支援の検討



成果物の活用について



情報資産取扱手順表

情	青報資産取扱手順表(軽自動車税の減免申請に係る事務) Art: 1001.10										_				
D	情報変変をわ	挫惧	69.00	取扱力法	取货于项	使速度 高柱性	責任官	責任者 任務	佐田市	机物管任器	96	维吾性	見全性	海洋	党员 信任
1-2	城久の諸曹	NG.	2015	提出された書類を受領。	提出された書類を受け取り、不偏 がないか確認。	中間を	25	67	SINPA	多付書類の確認		а	2	2	4
1-0	M2.038	N.	NR	取りまとめた書類を本人確認に利用し記録する。	システムを利用して非人確認をし 記録する。	本人被 想人 意人 等 号	25	*2	SINPA	本人確認	税関係シ ステム	2	99	10	4
1-4	M2038	86	NR	申請内容をレステムへ入力する。	申請内容をレステムへ入力して決 変遷和書を発行する。	λþ	源長	*2	52 NOP A		利関係レ X 9 ム 通知側の 解送	а	19		4
1-0	城央の諸曹	26	a g	原本を特定個人情報ファイルに綴 して記録する。	ファイルの整理ニ記録する。	08	源長	67	SINPA	ファイルの整理・記録		а	10		п
1-4	城久の諸曹	K	原案	法定保存期間を経過した申請者 等を廃棄・折除する。	シュレッダー等で発展を分する。	Ŗ¥	源長	67	SINPA	職制処分する		3	04	1	2

リスク分析表

440	98		SDre-7/34-3/AA, SDR: SIA (FRESE)	Ι.	SELECT ERFORME						
+-					6-25-1	400	3	14	単ルスペースを申品、本品 単位によることを発展する。本 品	ELBERTER ELEFT	
440	98		A LEGISLA BARRANA BALLANDA PARA PARA PARA PARA PARA PARA PARA PA		egisti, parennes Britisti,	100	3	14	SERVICE SERVICES	第 表的40~可能性40克。	l
49.0	98		入りをない出来した場合し、をき が情報というを見ぶりを生がる 5.		erista estadas Britána	1.0	3	2	・表面を、パルムの表面のファ ムヤルクを、の原理は長の中に ムタがあ、最い物を与いがに発す する。Al	ENSTREMENT.	
49.0	98	V	の事態を行っている。 の 音楽のかたりからる。		RESERVE CASCAGE AND COMMENTS OF THE PARTY AND COMMENTS OF THE PARTY AND COMMENTS OF THE PARTY OF	+7	3	2	**************************************	ENSTREMENT.	
440	98	10	ERO-STREET HAND IN THE STREET		作家のLainsって青年を表にて Lain		3	2	製造するない事業である。 フルールーできない。実際にか ないようかずる。よど	表面实现Gen (実元en.)。	

様式を特定個人情報以外の 個人情報・機密情報 業務情報へ応用

動機付けにもなる

法定義務のため

番号法法定要請対応資料

番号法 取扱規程 根拠資料 現行業務 可視化 資料

応用

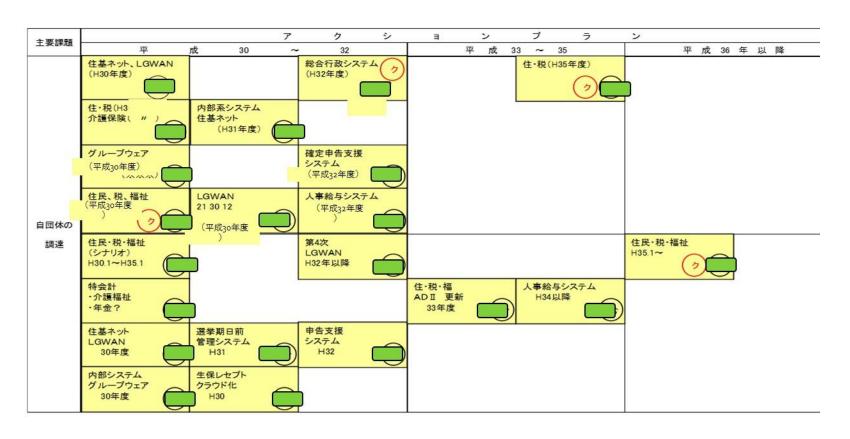
現行業務 標準化 検討資料

次期 クラウド 標準資料

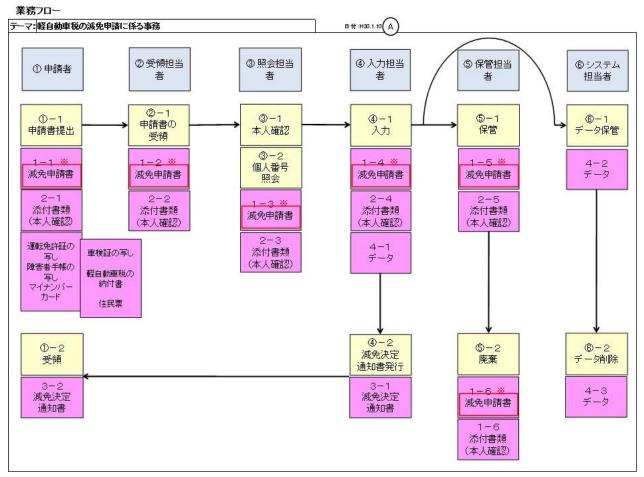
クラウド等システム検討資料

業務フローによって事務範囲を特定し、事務範囲で使用されている特定個人情報のデータや様式等を情報資産取扱手順表で明らかにし、リスク分析表によって取扱いに関するリスク対策を講じるが、この様式はそのままクラウド等のシステム調達や標準化検討時の重要資料に応用可能

各団体の主なシステム調達時期の整理



軽自動車税 業務フロー



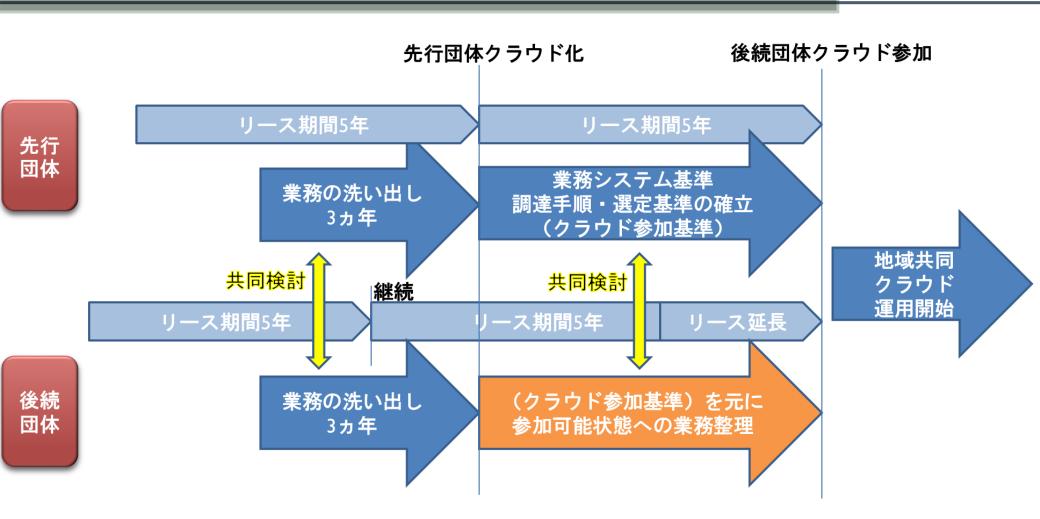
軽自動車税 情報資産取扱手順表

情	報資産取扱手順表	(軽	自動	車税の減免申請に係	る事務)				日付:	H30.1.10					
ID	情報資産名称	種類	取扱段階	取扱方法	取扱手順	関連業 務機能	責任者	責任者 任務	担当者	担当者任務	備考	機密性	完全性	可用性	資産 価値
1-2	減免申請書	紙	取得		提出された書類を受け取り、不備 がないか確認。	申請書の受領	課長	指示	担当課員	添付書類の確認		3	2	2	4
1-3	減免申請書	紙		取りまとめた書類を本人確認に利 用し記録する。	システムを利用して本人確認をし 記録する。	本人確 記人番 号照	課長	承認	担当課員	本人確認	税関係シ ステム	3	2	2	4
1-4	減免申請書	紙	利用	申請内容をシステムへ入力する。	申請内容をシステムへ入力して決 定通知書を発行する。	入力	課長	承認		システムへの入力 決定通知書の発行	税関係シ ステム 通知書の 郵送	3	2	2	4
1-5	減免申請書	紙	保管	原本を特定個人情報ファイルに綴 じて記録する。	ファイルの整理に記録する。	保管	課長	指示	担当課員	ファイルの整理・記録		3	2	1	3
1-6	減免申請書	紙	廃棄	法定保存期間を経過した申請書 等を廃棄・削除する。	シュレッダー等で裁断処分する。	廃棄	課長	指示	担当課員	裁断処分する		3	2	1	3

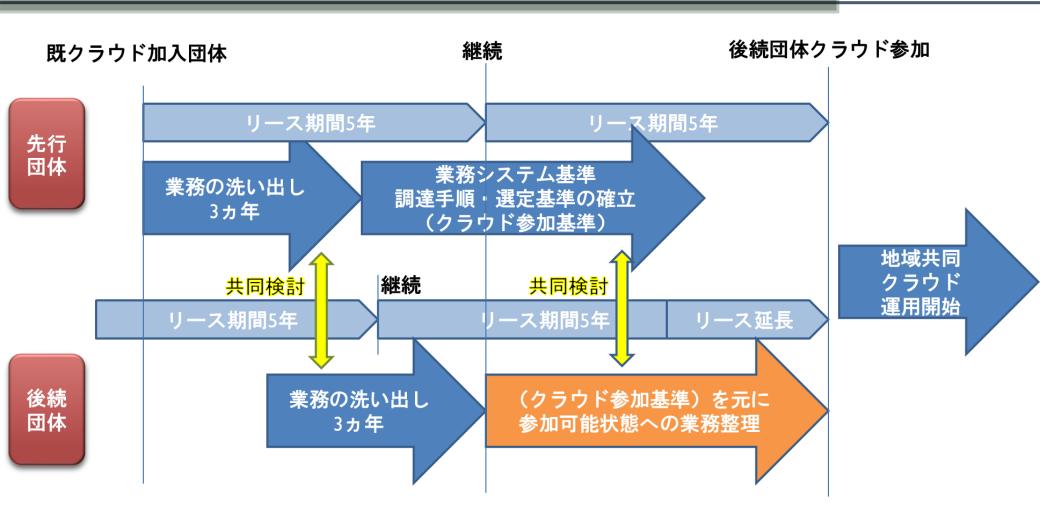
軽自動車税 リスク分析表

リス	ク分析表(軽自	動車税の減免申請に	係る	事務)				日付:	H30.1.10	
ID	情報資産名称	資産 価値	脆弱性	性	脅威	業務	脅威 評価	総合評価	対策	残存リスク	残存 評価
1-2	減免申請書	4	窓口がオープンスペースのため、 第三者に見られる可能性が高い。	2	他者に見られ、記録されたため情報が漏洩する。	申請 書の受 領	2	16	・個人スペースを作る。 △0.5 ・周りに人がいないか確認する。 △ 0.5	個人情報を他者に聞こえる声で読みあげる。	8
1-3	減免申請書		本人確認の際に他者に聞こえる。 声によって漏洩する可能性が高い。	2	他者に聞こえ、記録されたため情 報が漏洩する。	本確個番照 人認人号会	2	16	・張り紙等によって読み上げないように注意喚起する事を要領化する。 △1	徹底されない可能性がある。	8
1-4	減免申請書	4	入力途中に退席した場合に、他者 が情報をのぞき見る可能性があ る。	2	他者に見られ、記録されたため情報が漏洩する。	入力	2	16	・退席時は、パソコンの画面のフィ ルタリングをし、申請書は机の中に しまう等、目に付かない所に保管 する。 △1	忘れる可能性がある。	8
1-5	減免申請書	3	保管整理がされていないため、保 管場所が分からなくなる。	2	保管整理の不備により、他者が見つけて記録されてしまう可能性がある。	保管	2	16	・整理整頓と保存場所の記録と管理。 △1	忘れる可能性がある。	6
1-6	減免申請書	3	廃棄時に保管場所から出した際 に、外部に落としてしまう可能性が ある。	2	外部の人が拾って情報を記録して しまう。	廃棄	2	16	・書類をすぐに裁断する。 ・ブルーシートを敷くなど、見落しが ないようにする。 △1	廃棄後回収されて復元される。	6
脅	 威.										
評価	クラス				容						
3	高				能性は高い						
1	中 低				は中程度である 能性は低い						
	120		76_	_ , 0,1	110 1						
ぜし	ハ弱性										
評価					容						
3	高				いないためぜい弱である						
2	中 低				いな善の余地がある						
	145		直列な管理を	れか講し	られていて安全である						

7. 情報連携対応を契機に自治体クラウドを推進する事例 クラウド計画の基本的な考え方 [導入予定団体の例



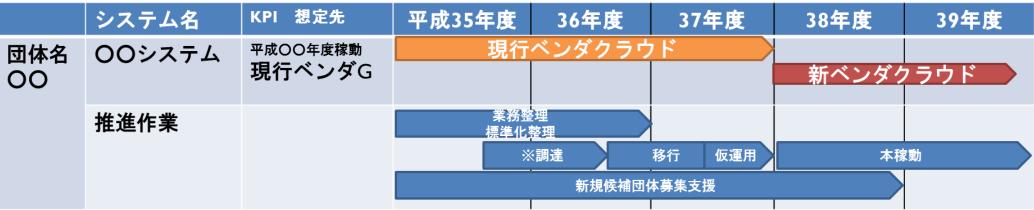
7. 情報連携対応を契機に自治体クラウドを推進する事例 クラウド計画の基本的な考え方 II クラウド既加入団体の例



使用したクラウド計画モデル雛形

注 KPI=Key Performance Indicator達成指標

	システム名	KPI(注) 想定先	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
団体名 〇〇	OOシステム	^{平成〇〇年度稼動} 現行ベンダG	到	見行システム		現行ベンタ	ジクラウド
	推進作業		業務整理 仕様作成				
				調達	移行 仮運用	本稼	動
						業務整理 標準化整理	



※調達時のRFIの状況によっては現行ベンダー継続の場合もあり

クラウドモデルプランの例 B県A機関



新規候補団体募集支援

クラウドモデルプランの例 B県B機関

	システム名	想定クラウド先	平成3o年度	31年度	32年度	33年度	34年度
B機関	○○システム	現行ベンダG	現行システム		システ	ム更新	
	推進作業				業務整理 仕様作成	業務整理・	標準化整理
	システム名	想定クラウド先	平成35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
B機関	○○システム	現行ベンダG	システム更新		ース	新クラウ	
	推進作業		業務整理・	標準化整理	移行	本稼	動
						新規候補団	本募集支援

3ヵ年業務改善アクションプラン工程検討(業務整理を中心に)

		7	ク ショ	ン プ ラ	ン	
主要課題	平 成 3	0 年 度	平 成 3	1 年 度	平 成 3	32 年 度
	原課への研修を行う (番号法29条関連研 修)	研修計画の策定	原課への研修 (番号法29条関連)	研修計画策定	原課への研修を行う 番号法29条関連	研修計画の策定
	セキュリティポリシーの 更新もしくは定着化	情報共有を目的とした勉強会	クラウド化に向けた 業務の洗い出し	マニュアル化をする	マニュアル化をする	DV加害者情報管理の ための調査
地域での	個人情報取扱規程の 見直し・整備	組織的安全管理措置の見直し	DV加害者情報管理の ための調査		クラウド化に向けた 業務の洗い出し	
課題解決	クラウド化に向けた 業務の洗い出し	DV加害者情報管理の ための調査				
	法的根拠を欠く個人情報 利用事務の有無、	クラウド化計画の庁内 承認(詳細化)				
	情報共有のための SNS等検討	庁舎移転 21 30 9				・新庁舎建設・防災無線デジタル化

8. 本講座のまとめ

- 「地域でのクラウド活用」は「全国クラウド」を含む「ハイブリッドクラウド」の時代を迎えるにあたって、地域でのヒトモノカネ、そして知恵を集約して対応すること。という新たな使命を持つ。番号制度情報連携後の課題と自治体クラウドの課題は共通点が多く、あわせてやることで効率的な対応ができる。
- A県では、番号制度対応を地域で共同で行っている
- B県では、A県事例も踏まえつつ、番号制度対応をクラウド導入につなげて行くことを進めている